

# 岐阜県公報

第二千九百四十六号  
平成三十年五月十五日

(火曜日)

## 目次

### 告示

漁業権免許の内容たるべき事項等  
保安林に指定する予定である旨の通知

(里川振興課)二九九  
(治山課)三〇一

内水面漁場管理委員会告示

第五種共同漁業の免許を受けた者が漁業権を行使できる範

囲の制限

(内水面漁場管理委員会)三〇一

公示

第五種共同漁業権の増殖指針

(里川振興課)三〇二

正誤

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知中訂

(治山課)三〇二

## 告示

岐阜県告示第二百五十六号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第十一条第一項の規定により次のとおり漁業権免許の内容たるべき事項等を定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成三十年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 漁業種類

第五種共同漁業、第一種区画漁業及び第二種区画漁業

### 二 公示番号、漁業の名称並びに漁場の位置及び区域別表のとおり

### 三 漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

### 四 制限又は条件

#### 1 第五種共同漁業

河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。

#### 2 第一種区画漁業

水質汚濁の防止に留意すること。

#### 3 第二種区画漁業

(一) 魚止め施設は、常時完備しておくこと。

(二) 河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。

### 五 存続期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

六 免許予定日  
平成三十一年二月一日

七 申請期間

平成三十年八月一日から平成三十年九月三十日まで  
八 関係地区又は地元地区  
別表のとおり

別表

第五種共同漁業

公示番号	内共第四十八号	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業及びあじめどじょう漁業	郡上市(昭和三十三年十月十四日における福井県大野郡石徹白村の区域に限る。)
公示番号	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業及びあじめどじょう漁業	基点第四十四号と基点第四十五号とを結ぶ線から上流の石徹白川及びその支派川 基点第四十四号 石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂二〇字一の二と郡上市白鳥町石徹白字鬼神山一の八との境界(石徹白川右岸県境) 基点第四十五号 石徹白川左岸の福井県大野市小谷堂一九字二の九と郡上市白鳥町石徹白字大山一の二との境界(石徹白川左岸県境)	郡上市(昭和三十三年十月十四日における福井県大野郡石徹白村の区域に限る。)

第一種区画漁業

公示番号	内区三十一第一号	にじます小割り式養殖業、いわな小割り式養殖業、あまこ小割り式養殖業、こい小割り式養殖業、アメリカナマス小割り式養殖業、あゆ小割り式養殖業及びちよづさめ小割り式養殖業	飛驒市(平成十六年一月三十一日における吉城郡河合村の区域に限る。)
公示番号	にじます小割り式養殖業、いわな小割り式養殖業、あまこ小割り式養殖業、こい小割り式養殖業、アメリカナマス小割り式養殖業、あゆ小割り式養殖業及びちよづさめ小割り式養殖業	基点第四十六号と基点第四十七号とを結ぶ線、基点第四十八号と基点第四十九号とを結ぶ線及び基点第五十号と基点第五十一号とを結ぶ線により囲まれた下小島ダム湖の水面 基点第四十六号 飛驒市河合町大字保字岩苔二三四九の九関西電力株式会社境界標柱右三二四 基点第四十七号 飛驒市河合町大字保字井ノ平二二五三の一〇関西電力株式会社境界標柱左二六九 基点第四十八号 飛驒市河合町大字保字井ノ平二二五四の二六関西電力株式会社境界標柱左三〇三 基点第四十九号 飛驒市河合町大字保字水ヶ平一六四四の八関西電力株式会社境界標柱左三三三 基点第五十号 飛驒市河合町大字保字外之洞二二九〇の二関西電力株式会社境界標柱左三六〇 基点第五十一号 飛驒市河合町大字保字岩苔二三四二の九関西電力株式会社境界標柱右三二七	飛驒市(平成十六年一月三十一日における吉城郡河合村の区域に限る。)

第二種区画漁業

公示番号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	関係地区
内区三十一第一号	こい養殖業及びびな養殖業	養老郡養老町下笠細池四六九の一からなる池沼	養老郡養老町
内区三十一第二号	こい養殖業及びびな養殖業	養老郡養老町田鍋弦二九九の一及び二九九の二並びに同町稲川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九の一及び五七九の二からなる池沼	養老郡養老町
内区三十一第四号	こい養殖業及びびな養殖業	養老郡養老町有尾下池四五六の五二三からなる池沼	養老郡養老町

岐阜県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
可児郡御嵩町西洞字坂下六一〇六の一、字西ノ前六一三八の一、六一三八の二
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業権免許の内容たるべき事項等に関する告示（平成三十年岐阜県告示第二百五十六号）において告示された内共第四十八号第五種共同漁業の免許を受けた者が当該免許に基づいて漁業権を行使できる範囲について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる漁具又は漁法（岐阜県漁業調整規則（昭和四十年岐阜県規則第一百八号）第六条の漁具又は漁法をいう。）及び統数の範囲内に制限する。

平成三十年五月十五日

岐阜県内水面漁場管理委員会  
会長 酒向 貞夫

漁具又は漁法の名称	統数
登り落	五

公 示

第五種共同漁業権の増殖指針

漁業権免許の内容たるべき事項等に関する告示(平成三十年岐阜県告示第二百五十六号)において告示した第五種共同漁業の増殖指針を、次のとおり定める。

平成三十年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

魚	種	増殖方法	増殖数量
あゆ	種苗放流		六〇キログラム
やまめ	種苗放流		六〇キログラム
いわな	種苗放流		一〇二キログラム
あじめどじょう	産卵場造成		一箇所

正 誤

(原稿誤り)

平成三十年二月十三日第二千九百二十一号 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知(岐阜県告示第六十六号)八二頁上段前から七行目中「一四四四の一・一四四四の三・一四四五の三・一四四七(以上四筆)について次の図に示す部分に限る。」(一四四四の四、一四四五の一、一四四五の二)は「一四四四の一、一四四四の三、一四四四の四、一四四五の一から一四四五の三まで、一四四七」の、同段前から十四行目中「1 主伐に係る伐採種は、定めない。」は「1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する(一四四四の一、一四四四の二、一四四四の三、一四四五の三、一四四七)以上四筆伐採種は定めない。」の、同段前から十五行目中「2 は」3「の、同段前から十七行目中」3「は」4「の誤り。」

平成三十年五月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社